

知って得する! 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

民法改正と「保証」のお話

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。
千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

皆様はじめまして。よつば総合法律事務所の弁護士の村岡と申します。

この度、縁あって、TSR情報千葉版にて、「知って得する! 法律コラム」というタイトルで、連載をさせていただくこととなりました(隔週の掲載予定となります)。

今回は初回ということもあり、ご挨拶を兼ねて、事務所の紹介を中心にお話させていただきます。

1 事務所名の由来

「よつば」という事務所名は、「事務所に関わる人が皆幸せになるように」との想いからつけました。法務に関するコスト・ストレスを軽減し、本業への全力投球、企業の発展維持を支えることにより、企業に関わる全ての皆様(経営者様、従業員やそのご家族、お取引先等)を幸せにすることが、当事務所の理念です。

2 事務所の沿革等

2008年4月に、代表弁護士の大澤が千葉県柏市に事務所を設立しました。その後、2016年4月に千葉事務所を、2019年2月に東京事務所を設立し、現在は、柏・千葉・東京の3拠点に事務所がございます。本記事作成時点で、弁護士16名、スタッフ19名が所属している、千葉県でも最大級の法律事務所の1つです。

3 取扱い分野

(1) 企業様の法律問題

千葉県内の企業様を中心に、270社以上の企業様より顧問契約を締結いただいております。幅広い業種の企業様よりご依頼をいただいておりますが、特に、医療・福祉、運送業、建設業、不動産業のお客が多い印象です。

特にご相談いただくことが多い問題としては、①労務問題(問題従業員対応、残業代、解雇、ハラス

メント、労災、その他労務管理)、②契約書の作成・チェック、③債権回収・交渉業務の3つが挙げられます。私自身は、社会保険労務士として登録していることもあり、特に労務問題に注力しております。

(2) 個人に関する案件

個人に関する案件としては、交通事故、相続、不動産、借金の分野につき、多くの取り扱いがございます。質の良いリーガルサービスを提供するため、取扱分野を絞って運営しております。

4 法律コラム-民法改正と「保証」のお話

さて、ここからは本題の法律コラムです。今回は、民法改正と「保証」のお話をさせていただきます。

2020年4月1日より、民法(債権法)が改正となりました。

変更点は多岐に亘り、時効のルールや契約の処理についても大幅に変更されましたが、実務上特に重要なのは、「保証」に関する改正です。

従業員を雇用する際に身元保証人を設定する場合や、不動産を貸す・借りる際に保証人を設定する場合など、一定の範囲の債務を包括的に保証するような保証契約を、民法では「根保証契約」と呼びます。一定の範囲を対象とするため、契約した時点では、「いくらを金額を保証することになるのか」が明確に分からない、という点に特徴があります。

今回の民法改正により、個人を保証人として、このような根保証契約を締結する際は、金額の上限(極度額)を定めなければ、保証契約自体が無効となる(=保証人に請求できない)こととなりました。

これまで、このような上限額を明記する必要はありませんでしたが、今後は、原則として、「△円を上限として」などといった文言を入れる必要があります。2020年4月1日以降に新たに交わした根保証契約があり、上限額の記載がない場合には、トラブルが発生する前に、上限額を記載した契約書を新たに取り交わすことをお勧めします。